

○厚生労働省告示第百八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1のイの(1)中「730単位」を「737単位」に改め、同イの(2)中「619単位」を「625単位」に、
「1,430単位」を「1,444単位」に、
「730単位」を「737単位」に改め、同イの(3)中「536単位」を「541単位」に、
「940単位」を「950単位」に、
「730単位」を「737単位」に改め、同イの(4)中「730単位」を「737単位」に改め、同イの(5)中「613単位」を「619単位」に改め、同イの(6)中「551単位」を「557単位」に改め、同イの(7)中「534単位」を「539単位」に改め、同イの(8)中「516単位」を「521単位」に改め、同イの(9)中「498単位」を「503単位」に改め、同イの(10)中「481単位」を「486単位」に改め、同イの(11)中「462単位」を「467単位」に改め、同イの(12)中「460単位」を「465単位」に改め、同イの(13)中「459単位」を「464単位」に改め、同イの(14)中「457単位」を「462単位」に改め、同イの(15)中「455単位」を「460単位」に改め、同イの(16)中「453単位」を「458単位」に改め、同イの(17)中

「665単位」や「672単位」のほか、同1の②中「620単位」や「626単位」並びに「665単位」や「672単位」のほか、同1の③中「620単位」や「626単位」並びに「1,426単位」並びに「665単位」や「672単位」のほか、同1の④中「500単位」や「505単位」並びに「1,040単位」や「1,050単位」並びに「665単位」や「672単位」のほか、同1の⑤中「460単位」や「465単位」並びに「866単位」や「875単位」並びに「665単位」や「672単位」のほか、同1の⑥中「424単位」や「428単位」並びに「748単位」や「756単位」並びに「665単位」や「672単位」のほか、同1の⑦中「401単位」や「405単位」並びに「665単位」や「672単位」並びに「672単位」並びに「592単位」や「598単位」並びに「471単位」や「476単位」や「553単位」のほか、同1の⑧中「485単位」や「490単位」のほか、同1の⑨中「471単位」や「476単位」のほか、同1の⑩中「457単位」や「462単位」のほか、同1の⑪中「442単位」や「446単位」のほか、同1の⑫中「427単位」や「431単位」のほか、同1の⑬中「412単位」や「416単位」のほか、同1の⑭中「705単位」や「712単位」のほか、同1の⑮中「696単位」や「703単位」のほか、同1の⑯中「684単位」や「691単位」のほか、同1の⑰中「671単位」や「678単位」のほか、同1の⑱の①中「第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）」や「第15の1の注1に規定する指定共同生活援助」並びに「第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）」や「第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」のほか。

別表第2の1のイの(1)中「318単位」を「321単位」に改め、同イの(2)中「146単位」を「147単位」に改め、同イの(3)中「867単位」を「875単位」に改め、同1のロの(1)中「122単位」を「123単位」に改め、同ロの(2)中「867単位」を「875単位」に改める。